

開発行為に関する許可申請手数料等一覧（仙台市都市計画法の施行に関する条例）

開発行為許可申請【法第29条】		
開発行為の目的	開発区域の面積	手数料
自己の居住用	1,000㎡未満	8,800円
	1,000㎡以上3,000㎡未満	22,100円
	3,000㎡以上6,000㎡未満	44,300円
	6,000㎡以上10,000㎡未満	88,600円
	10,000㎡以上30,000㎡未満	132,900円
	30,000㎡以上60,000㎡未満	177,200円
	60,000㎡以上100,000㎡未満	221,500円
	100,000㎡以上	310,100円
自己の業務用	1,000㎡未満	13,200円
	1,000㎡以上3,000㎡未満	31,000円
	3,000㎡以上6,000㎡未満	66,400円
	6,000㎡以上10,000㎡未満	124,000円
	10,000㎡以上30,000㎡未満	203,800円
	30,000㎡以上60,000㎡未満	274,700円
	60,000㎡以上100,000㎡未満	345,600円
	100,000㎡以上	487,400円
その他	1,000㎡未満	88,600円
	1,000㎡以上3,000㎡未満	132,900円
	3,000㎡以上6,000㎡未満	198,000円
	6,000㎡以上10,000㎡未満	265,800円
	10,000㎡以上30,000㎡未満	398,800円
	30,000㎡以上60,000㎡未満	522,800円
	60,000㎡以上100,000㎡未満	673,500円
	100,000㎡以上	895,100円

開発行為変更許可申請【法第35条の2第1項】	
次の各号に掲げる変更区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額。上限額 895,100円	
1号：設計変更	開発行為の目的の区分及び開発区域の面積の区分に応じ「開発行為許可申請【法第29条】」の表の額の1/10（2号を伴う場合は変更前の面積、縮小の場合は縮小後の面積）
2号：区域編入	開発行為の目的の区分及び新たに編入される開発区域の面積の区分に応じ「開発行為許可申請【法第29条】」表の額（法第30条第1項第1号～第4号までに掲げる事項の変更）
3号：その他	10,000円

開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築許可申請【法第43条第1項】	
敷地面積	手数料
1,000㎡未満	6,900円
1,000㎡以上3,000㎡未満	18,400円
3,000㎡以上6,000㎡未満	39,400円
6,000㎡以上10,000㎡未満	69,500円
10,000㎡以上	97,400円

建築物の特例許可申請【法第41条第2項ただし書き】	
手数料	
46,000円	

開発許可を受けた地位の承継承認申請【法第45条】		
開発行為の目的	開発区域の面積	手数料
自己の居住用	—	1,700円
自己の業務用	10,000㎡未満	1,700円
	10,000㎡以上	2,700円
その他	—	17,300円

予定建築物等以外の建築等許可申請【法第42条第1項ただし書き】	
手数料	
26,000円	

宅地造成等規制法に関する許可申請手数料等一覧（仙台市宅地造成等規制法の施行に関する条例）

宅地造成工事の許可申請【法第8法第1項】	
切土または盛土をする土地の面積	手数料の額
500㎡以内のもの	12,000円
500㎡超え1,000㎡以内のもの	21,000円
1,000㎡超え2,000㎡以内のもの	31,000円
2,000㎡超え5,000㎡以内のもの	47,000円
5,000㎡超え10,000㎡以内のもの	67,000円
10,000㎡超え20,000㎡以内のもの	110,000円
20,000㎡超え40,000㎡以内のもの	170,000円
40,000㎡超え70,000㎡以内のもの	250,000円
70,000㎡超え100,000㎡以内のもの	340,000円
100,000㎡を超えるもの	420,000円

宅地造成工事の変更許可申請【法第12条第1項】	
次の各号に掲げる変更区分に応じ、当該各号に定める額。	
1号：切土又は盛土をする土地の範囲の変更	変更に係る切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ「宅地造成工事の許可申請【法第8法第1項】」の表の額
2号：その他	10,000円